

新潟県SDGs推進企業登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、SDGsの達成に向けた取組を積極的に行う県内企業等を登録し、その取組を広く周知することにより、SDGsに取り組む県内企業等の裾野を拡大するとともに、県内企業等におけるSDGs推進の機運醸成や付加価値の向上、競争力強化などを図ることで、県内企業等におけるSDGsの普及を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内企業等 新潟県内に事業所又は活動拠点を有し、かつ、新潟県内において事業活動を行う法人、団体（国及び地方公共団体を除く。）又は個人事業主をいう。
- (2) 登録事業者 SDGs達成に向けて企業価値の向上等を図ろうと取り組むものとして、第5条第1項の規定により新潟県知事の登録を受けた県内企業等をいう。

(対象)

第3条 新潟県SDGs推進企業登録制度の登録（以下「登録」という。）の対象は、次に掲げる全ての要件に該当する県内企業等とする。

- (1) 環境・社会・経済の3側面の取組及び目標を設定していること。
- (2) SDGs達成に向け、既に取り組んでいる又は登録後に取り組むこととしていること。
- (3) 県税等租税公課の滞納がないこと。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成22年新潟県条例第52号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする県内企業等は、新潟県SDGs推進企業登録申請書（様式第1号）に次の書類を添付して知事に申請するものとする。

- (1) SDGs達成に向けた宣言書（様式第2号）
- (2) SDGs達成に向けた取組チェックリスト（様式第3号）
- (3) 暴力団の排除等に係る誓約書（様式第4号）

(4) その他知事が必要と認める書類

(登録の実施)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、第3条各号の全ての要件に該当すると認めるときは、当該申請をした県内企業等を登録事業者として登録することとする。

2 知事は、登録を行った時は、新潟県SDGs推進企業登録証を交付し、別に定めるロゴマークの使用を認めるものとする。

3 知事は、登録をしたときは、登録事業者に対して、自社ホームページでの取組内容の公表を促すとともに、県ホームページ等において公表するものとする。

(SDGs達成に向けた取組の報告)

第6条 登録事業者は、登録の日から1年経過するごとに、その間の取組の進捗状況について、次の各号に掲げる事項を自社のホームページ等で公表するものとする。進捗状況報告書(様式第5号)を自社のホームページ等に掲載する方法も認めるものとする。

(1) SDGs達成に向けた取組

(2) 2030年に向けた指標の進捗状況(現状値及び目標値)

(3) SDGs17の目標のうち関連する項目番号・項目名

2 登録企業は、前項の規定による公表をしたときは、知事に、公表した内容を速やかに報告するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。

(登録の更新)

第8条 登録事業者は、前条の登録の有効期間が満了する場合において、満了日までの間に登録を更新することができる。

2 前項の登録の更新手続きについては、第4条の規定を準用する。

(登録の変更)

第9条 登録事業者は、登録内容に変更がある場合は、新潟県SDGs推進企業登録事項変更届(様式第6号)により速やかに変更事項を知事に届け出るものとする。

(登録の辞退)

第 10 条 登録事業者は、登録の辞退について、知事に申し出ることができる。

- 2 前項の登録の辞退をしようとする場合は、新潟県SDGs推進企業登録辞退届（様式第7号）を知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第 11 条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなった場合
 - (2) 虚偽又は不正の手段により登録を受けたことが明らかになった場合
 - (3) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
 - (4) SDGsの達成に資する活動について、実態がないと認める場合
 - (5) その他、登録事業者として適当でないと認める場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた県内企業等に対し、通知するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱で定めるもののほか、新潟県SDGs推進企業登録制度の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年8月1日までに、新潟県SDGs推進建設企業登録制度実施要綱第4条第1項の申請又は同要綱第7条の更新の申請を行った者が、同要綱第5条第1項の登録を受けた時は、当該登録を受けた者は、新たにこの要綱第4条第1項の申請を行い、第5条第1項の登録を受けた場合を除き、令和11年8月1日までの間、この要綱第2条第2号の登録事業者とみなす。
- 3 前項に規定する登録事業者とみなされた者の、この要綱第6条の取組の報告並びに第9条から第11条までの登録の変更、辞退及び取消しに関する手続きは、新潟県SDGs推進建設企業登録制度実施要綱第8条から第11条までの規定を準用する。